

ヤングケアラーの支援について

日ごろより、こども家庭支援行政にご協力をいただき、ありがとうございます。
また、このたび、ヤングケアラーについて話す機会をいただき、重ねて感謝申し上げます。

ヤングケアラーについては、明確な範囲が定まっておらず、要介護認定のような認定基準、認定方法もありません。国は「多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」で支援の在り方、姿勢等を示しているものの、全国的にヤングケアラー向けの支援メニュー等が確立されてません。

本日は、ヤングケアラーの支援について、介護現場で身近にヤングケアラーに接する可能性のある居宅介護支援部会の皆様と一緒に考える場となり、今後の皆様の支援に活かしていただければ幸いです。

こども家庭支援課長 高橋（3852-2863）

スライド番号： 2

目次

【いっしょに考えてください】

- 1 ヤングケアラーとは
- 2 ヤングケアラーのことをよりよく理解するためのヒント
- 3 各機関が支援を行う際の支援の在り方、姿勢
- 4 居宅介護支援部会の皆様からのご質問・事例について

【参考】NHKスペシャル「ヤングケアラー SOSなき若者の叫び」

【参考】ケアラーの状況分類

【いっしょに考えてください】

スライド番号： 3

(1) みなさまの機関ではどのような支援ができますでしょうか。 次の事例はヤングケアラーでしょうか。



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている

【想定事例①】(高校2年生女子の事例)

お父さん、お母さんは共働きしています。お父さんは心臓にペースメーカーを入れています(身体障害1級)。高校2年生の女子は、登校状況は問題なし、大学進学を考えています。

- ①週2回、1回4時間、大学進学・学費の準備のため、アルバイトを始めました。
- ②アルバイトと学業を両立させるため部活を辞めました。

みなさまの機関ではどのような支援ができますでしょうか。この事例はヤングケアラーでしょうか。

【想定事例②】(小学校5年生男子の事例)

1歳と3歳の妹と弟がいます。お父さん、お母さんは共働きしています。

小学校5年生の男子は、登校状況は問題なし、宿題を忘れることが多い。毎日の登校の準備も不十分。

- ①毎朝、妹と弟の保育園の準備をしています。
- ②お母さんが家事をしている間、弟のオムツを替えたり、妹と遊んだり、幼いきょうだいの世話をしています。

みなさまの機関ではどのような支援ができますでしょうか。この事例はヤングケアラーでしょうか。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている

【いっしょに考えてください】

スライド番号： 4

(2) 次の事例はヤングケアラーでしょうか どのような機関のどのような支援が必要でしょうか。



障害や病気のある家族に代わり、買い物、料理、掃除、洗濯などの家事をしている



目を離せない家族の見守りや声かけ等の気遣いをしている

【想定事例③】(中学校2年生女子の事例)

要介護(認知症)の高齢者と同居しています。高齢者は介護保険のデイサービス等を利用しており、また、高齢者の在宅での介護はお母さんが担っています。

中学校2年生の女子は、登校状況は問題なし、部活はでたりでなかったりです。

- ①家にいるとき、毎日、家事(食事のかたづけや清掃)をしています。
- ②ときどき高齢者が外出(散歩)ときに一緒にいっています。

みなさまの機関ではどのような支援ができますでしょうか。この事例はヤングケアラーでしょうか。

【想定事例④】(高校3年生女子の事例)

55歳のお父さんが脳梗塞で要介護になりました。お母さんは家計を支えるために働いています。

お父さんは介護保険の居宅介護サービスやデイサービス等を利用しています。

在宅での介護はお母さんと高校3年生女子が担っています。

高校3年生女子は、登校状況は問題なし、部活はしていません。

お母さんも高校3年生女子も、お父さんには在宅で療養してほしいと考えています。

- ①家にいるとき、毎日、お父さんの食事やトイレの介助をしています。
- ②月1回のお父さんの通院のとき、付き添いで学校を休みます。

みなさまの機関ではどのような支援ができますでしょうか。この事例はヤングケアラーでしょうか。



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

【いっしょに考えてください】

スライド番号： 5

(3) 次の事例はヤングケアラーでしょうか どのような機関のどのような支援が必要でしょうか。



がん、難病、精神疾患など、慢性的な病気の家族の看病をしている



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている

【想定事例⑤】(中学校2年生男子)

妹(小学校4年生)がダウン症で特別支援学校に通っています。

お父さんは会社員、お母さんはパートタイムで働いています。

中学2年生男子は、登校しぶりの状況にあります。

妹が学校にいきたがらないときに世話をしている。

みなさまの機関ではどのような支援ができますでしょうか。この事例はヤングケアラーでしょうか。

【想定事例⑥】(中学校3年生男子)

お父さんはアルコールの問題があり、仕事に就いたり辞めたりを繰り返しています。

お母さんはうつ状況があり、精神障がいのある就労支援事業所で働いています。

お父さんがアルコールを飲むとお母さんとけんかになり、警察を呼ぶこともあります。

中学校3年生男子は、不登校があり、適応指導教室に通っています。

みなさまの機関ではどのような支援ができますでしょうか。この事例はヤングケアラーでしょうか。



アルコール、薬物、ギャンブル等の問題を抱える家族に対応している

【メモ】

スライド番号： 6

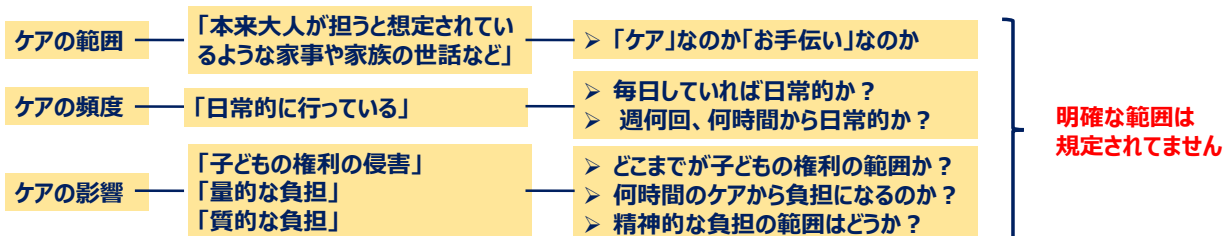
【いっしょに考えてください】

スライド番号： 7

●ヤングケアラーに該当するかどうかの基準は何か？

ポイント

ヤングケアラーかどうかの明確な基準は規定されていません



～ヤングケアラーかどうかの明確な基準はありません～
～一点を捉えてヤングケアラーだと断定していませんか～

【いっしょに考えてください】

スライド番号： 8

●ヤングケアラーだけの問題かどうか？

ポイント

さまざまな課題が複合している

	考えられる課題1	考えられる課題2	考えられる課題3	考えられる課題4
想定事例1	父の身体障害	家庭の経済基盤が弱い		
想定事例2	父母の幼児への世話が不十分	男子の宿題の忘れ	男子の登校準備不足	
想定事例3	高齢者の要介護状態	女子が部活にでたりでなかったり	父母の家事対応力不足	高齢者の外出補助の不足
想定事例4	父の要介護状態	母と女子が家族介護をしている状況	学校を休んでの通院介助	
想定事例5	妹の障がい	男子の登校しぶり	父母の妹への世話不足	家庭の経済基盤の弱さ
想定事例6	父のアルコール問題	母のうつ状態	父母のけんか	男子の不登校

～ヤングケアラーの背景にある問題を洗い出す～
～ひとつひとつの課題へ個別に切り分け、各機関でできる支援をしていく～

【いっしょに考えてください】

スライド番号： 9

●ケア対象者の状態に対して自らの機関ができることを考える**ポイント****現状を受け止め、それぞれの支援機関ができることを考える**

ケア対象者の状態（例）

父の身体障がい
高齢者の要介護状態
父のアルコール問題
母のうつ状態

ケア対象者の状態が引き起こす課題（例）

経済基盤の弱さ
家庭内での一定の負担
要介護者への介護
弟妹への世話「100点の解決」のない
課題ではないでしょうか**～完全が解決がないなかで自らの機関ができることは何か～****【メモ】**

スライド番号： 10

1 ヤングケアラーとは

スライド番号：11

(1) ヤングケアラーが行っていることの例(日本ケアラー連盟資料)



障害や病気のある家族に代わり、買い物、料理、掃除、洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけ等の気遣いをしている



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている



アルコール、薬物、ギャンブル等の問題を抱える家族に対応している



がん、難病、精神疾患など、慢性的な病気の家族の看病をしている



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟/ illustration : Izumi Shiga

1 ヤングケアラーとは

スライド番号：12

(2)「ヤングケアラーとは」

どんな子ども

一般に、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っていることで、負担を抱える、もしくは、子どもの権利が侵害されている可能性がある18歳未満の子ども

◆ (どんなケア)

一般に、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話など

◆ (どれくらい)

日常的に行っている

→ 日本ケアラー連盟資料参照

◆ (どんな影響)

負担を抱える、もしくは、子どもの権利が侵害されている可能性がある

◆ (対象年齢)

18歳未満の子ども

→ 教育を受ける権利、休み、遊ぶ権利 等

量的な負担： 実質的なケア時間などの量的な負担

質的な負担： 本来大人が果たすべき責任や精神的な苦しさを伴うケアなど

有限責任監査法人トーマツ「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」

1 ヤングケアラーとは












(3)「子どもの権利が侵害されていないか」

スライド番号：13

子どもの権利

教育を受ける権利、休み・遊ぶ権利、意見を表す権利、健康・医療への権利、社会保障を受ける権利、生活水準の確保 など

子どもの権利条約のうち、ヤングケアラーと関係の深い子どもの権利

<p>第28条 教育を受ける権利  子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれものであってはなりません。</p>	<p>第31条 休み、遊ぶ権利  子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加する権利をもっています。</p>	<p>第24条 健康・医療への権利  子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。</p>	<p>第26条 社会保障を受ける権利  子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。</p>
<p>第3条 子どもにもっとよいこと  子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっとよいことは何かを第一に考えなければなりません。</p>	<p>第6条 生きる権利・育つ権利  すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。</p>	<p>第27条 生活水準の確保  子どもは、心やからだのすこやかな成長に必要な生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、親の力で子どものくらしが守れないときは、国も協力します。</p>	<p>第32条 経済的搾取・有害な労働からの保護  子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだに良くない仕事をさせられたりしないように守られる権利を持っています。</p>
<p>第12条 意見を表す権利  子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利を持っています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。</p>	<p>第13条 表現の自由  子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。</p>	<p>第36条 あらゆる搾取からの保護  国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。</p>	

出所：公益財団法人日本ユニセフ協会ホームページ

1 ヤングケアラーとは

(4)家庭内での役割が子どもにもたらす影響

スライド番号：14

影響①

子どもの年齢や成熟度に合った家族のケア、お手伝いは**子どもの思いやりや責任感などを育む**

影響②

子どもの年齢や成熟度に合わない重すぎる責任や作業など、**過度な負担が続くと、子ども自身の心身の健康が保持・増進されない、学習面での遅れや進学に影響が出る、社会性発達の制限、就労への影響などが出てくる**ことがある

- 過度に家族のケアを担うことでの可能性
 - ✓ **勉強に取り組むことや子どもらしい情緒的な関わり**ができなくなる可能性がある
 - ✓ **年齢相応に自身の将来のことを考えることができなくなる**可能性がある
- 家族の期待に過剰に適応するあまりに考えられる可能性
 - ✓ 家族に負担をかけてはいけないと**自分の希望を言えなくなったり、進学を諦めてしまったりする**可能性がある
 - ✓ 家族のケアが長期化することで**自立が遅くなったり、できなくなってしまう**可能性がある

出典：有限責任会社法人トーマツ（多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル）

2 ヤングケアラーのことをよりよく理解するためのヒント

スライド番号：15

(1) ヤングケアラーのことをよりよく理解するためのヒント①

- ◆ ヤングケアラーは、成長や発達の途中でケアを担うため、年齢に合わない過度な負担を子ども時代に負った場合、その後の人生にまで影響を受けることがある。
- ◆ 子どもは自分の家庭しか知らずに育つことが多く、客観的な視点も持ちにくいことから、自分の担う家庭内役割が他と異なることに気づきにくく、現在の状況が当たり前だと感じていることが少なくない。
- ◆ 本人や家族に自覚がない状態では、自分からサポートを求めることも難しい。
- ◆ 家庭のことを知られたくないと思っていることも多い。家族に病気や障害を抱えた人がいることを恥ずかしいと捉えている場合や口止めされている場合もあり、家庭のことは隠すべきものと思っていることもある。
- ◆ 本人としてはケアをしたくないわけではなく、負担になっていても大切な家族のために自分からケアをしたいという思いがあることも少なくないケアすることを否定されると自分がしてきたことを否定されたように思ってしまうこともある。

出典：有限責任会社法人トーマツ（多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル）

2 ヤングケアラーのことをよりよく理解するためのヒント

スライド番号：16

(2) ヤングケアラーのことをよりよく理解するためのヒント②

- ◆ ケアをしている状況について可愛そうと憐れまれることを嫌がる場合もある。家族をケアすることで優しくなる、責任感が芽生える等の良い側面もあり、単純に悪いことだと思われたくない。
- ◆ ケアを受けている家族を悪く言われたくないと感じている場合も多く、ヤングケアラーの役割を子どもに担わせているという理由で家族が責められることで本人も傷つく可能性がある。
- ◆ 信頼できる大人はいないと思っていることもある。大人に助けられた経験が少なく、人に頼ろう、相談しようという発想がない場合もある。
- ◆ 家族が時間的、精神的に余裕がないことも多く、本人は話を聞いてもらう機会が少ない場合もある。
- ◆ 大人の役割を担うことで他の子どもと話が合わないことや大人びていることがあり、また、現実的に遊ぶ時間がないこともあって、孤独を感じやすい。

出典：有限責任会社法人トーマツ（多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル）

3 各機関が支援を行う際の支援の在り方、姿勢

スライド番号：17

- ◆ ヤングケアラーが生じる背景を理解し、家族を責めることなく、家族全体が支援を必要としていることを理解すること
- ◆ 緊急の場合を除いて、ヤングケアラー本人抜きで性急に家庭に支援を入れようとすることはせず、本人の意思を尊重して支援を進めることが重要であることを理解すること
- ◆ ヤングケアラー本人や家族の想いを第一に考え、本人や家族が希望する支援は何か、利用しやすい支援は何かを検討すること
- ◆ 支援を進める者は、押しつけ合いをせずに、問題を自分事として捉えること
- ◆ 各機関や職種は、それぞれの役割、専門性、視点が異なることを理解し、協力し合うこと
- ◆ ヤングケアラー本人や家族が支援を望まない場合でも、意思決定のためのサポートを忘れずに本人や家族を気にかけて、寄り添うことが重要であることを理解すること

出典：有限責任会社法人トーマツ（多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル）

【メモ】

スライド番号：18

4 居宅介護支援部会の皆様からのご質問・事例について

(ご理解をお願いしたいこと)

ヤングケアラーへの支援は、児童福祉法改正が繰り返されているなどの状況の中、介護保険法や障がい者総合支援のように確立された支援メニュー等がありません。これからの答えは、現時点でのこども家庭支援課からの答えになります。居宅介護支援部会の皆様にも、引き続き、このヤングケアラーの課題を研究いただき、皆様と意見交換するなかでよりよい支援につながればと考えています。

こども家庭支援課長 高橋 (3852-2863)

スライド番号 : 19

(質問)

どこまでの行為をヤングケアラーと判断するのでしょうか？

(答え)

ヤングケアラーは、「一般に、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っていることで、負担を抱える、もしくは、子どもの権利が侵害されている可能性がある18歳未満の子ども」とされていますが、ヤングケアラーかどうかの**明確な基準は規定されていません**。要介護認定のような調査、認定方法も確立されていないのが現状です。

(質問)

ヤングケアラーの相談先を教えてください。

(答え)

窓口としては、こども家庭支援課相談員、またはスクールソーシャルワーカーとしています。しかし、**ヤングケアラーの明確な基準の規定はなく**、認定調査、方法等も確立していない現状があります。加えて、子ども分野では、支援メニューも支援機関の育成もこれからの状況にあります。現実としては、そのようななかで、こども家庭支援課相談員等は相談をうけていることにもご理解いただきたいと思います。

スライド番号 : 20

(質問)

ヤングケアラーについて、例えば区内学校で定期的に調査等をしていることはありますか。また年毎に増えているという実態はありますか。

(答え)

調査等は行っておりません。ヤングケアラーについては明確な基準もなく、「ヤングケアラーを理解するためのヒント」のような状況を、調査票などで発見することは困難と考えています。

ふだんの子どもの様子から学校などの関係機関が気づくことが大切と考えています。

(質問)

ヤングケアラーとは何歳くらいまでのことを指すのでしょうか。10代なのか20歳超えた大学生やその年代で働いている人も含まれるのか等、自分の年齢からしたら30代でもヤングだが、年齢の線引きはあるのでしょうか。

(答え)

一般にヤングケアラーは児童（18歳未満）とされ、18歳以上は若者ケアラーと呼ばれているとも聞いています。

実際の支援においては、ケアラーの理解のためのヒント、支援者の在り方、支援の姿勢は同じではないかと考えています。

スライド番号：21

(質問)

子供に家族の世話(子供にさせるのは酷であると考えるのは、人間として当然のことであると考えます)をさせるのは、虐待の一種と言えなくもないのではないかと思います。

(答え)

本来、家族の世話をすべき方が子どもの養育者である場合は、養育者がすべきことをしていない可能性があり、児童虐待「ネグレクト」に該当する可能性があります。しかし、児童虐待についても、どこからが虐待で、どこまでが虐待ではない、などの明確な基準もないのが現状です。

子どもは自分の家庭しか知らずに育つことが多く、客観的な視点も持ちにくいことから、自分の担う家庭内役割が他と異なることに気づきにくく、現在の状況が当たり前だと感じていることが少なくないと考えられます。

ヤングケアラー本人や家族が支援を望まない場合があるため、意思決定のためのサポートを忘れずに本人や家族を気にかけて、寄り添うことが重要と考えます。

スライド番号：22

(質問)

親が介入を拒否することが多いとは思いますが。ケアマネが出来る事って何ですか。ヤングケアラーへのアプローチで心がけることや注意することはありますか。

(答え)

子どもに緊急なリスクがあるときは、こども家庭支援課に通報してください。

(例：要介護高齢者と母子の3世代家族、母が緊急入院になり要介護と子が残る場合 など)

子どもに緊急なリスクが少ないような場合は、**ヤングケアラーが生じる背景を理解し、家族を責めることなく**、家族全体が支援を必要としていることを理解する。

ヤングケアラー本人抜きで性急に家庭に支援を入れようとすることはせず、本人や家族の意思を尊重して支援を進めることと考えます。

子どもや養育者、または家族が頑張りすぎることなく、SOSを出すことも大切と考えています。子どもや養育者、または家族に「困っていることない、いっしょに考えていこう」と話すなどで、支援ニーズを引き出していただければと思います。

スライド番号：23

(質問)

本人に介護している意識や自覚、支援が必要な状況の認識の有無とそれに対する支援の方法。本人からの相談以外では、どのように行政につながっているのか、発見の方法等。

(答え)

子どもやその養育者に子どもが介護している意識や自覚、支援を求めたいとの認識があれば、**ヤングケアラー本人や家族の想いを第一に考え**、本人や家族が希望する支援は何か、利用しやすい支援は何かを検討すること、と考えます。

問題は、子どもやその養育者に子どもが介護している意識や自覚、支援を求めたいとの認識がない場合です。この場合、**ヤングケアラー本人や家族が支援を望まない場合**でも、意思決定のためのサポートを忘れずに**本人や家族を気にかけて、寄り添うこと**が重要である、と考えます。

いずれにしても、ヤングケアラーの子どもは、**子どもは自分の家庭しか知らずに育つことが多い、客観的な視点も持ちにくい、家族が責められることで本人も傷つく可能性がある**などを意識してかかわっていただければと思います。

また、ヤングケアラーの発見は、介護現場の方だけでなく、子どもの在籍先などでも気づくことが多くあります。さまざまな機関で気づくようになることが必要と考えています。

スライド番号：24

（事例）

高校生の息子さんが父親の介護で昼間通学から定時制に変えざるを得ないケースがあった。生活保護になっていなかった為、費用負担を考えて介護保険サービスが十分に利用できなかった。有効な相談先の紹介もできなかった。

（こども家庭支援課から）

本件について、ケアマネさんからこども家庭支援課に相談をいただいたとしたら、こども家庭支援課（児童家庭相談分野）としては、定時制に変えた理由が介護だけとは限らないため、「介護を受けているお父さまと（お母さまの状況がわかりませんが）お母さまと息子さんも含め、一緒に考える」を行います。

家族をケアすることで優しくなる、責任感が芽生える等の良い側面もあるので、ご家庭の考えを肯定的に受け止めつつ、お父さま、お母さまによりよい選択肢を考えてもらうように意思決定のためのサポートをしていきます。

なお、ケアをしている状況について可愛そうと憐れまれることを嫌がる場合もあります。

息子さんと話すときに支援者の感情的な思いは横に置く必要があります。

支援機関としてできることを工夫することが大切で、息子さん自身の意思決定のためのサポートを忘れずに**本人や家族を気にかけて、寄り添うこと**が重要であると考えています。

（参考）

児童家庭相談分野は「一緒に考える」支援が中心です。

介護、障がい分野のように支援メニューが確立していない現状があります。

スライド番号：25

（事例）

かなり前のことですが、シングルマザーの2号被保険者での末期ガンの事例で、高校生の娘が主治医に「これからのことを相談したいができない」と泣かれたことがあると聞きました。本人から娘には関わらないでほしいとのこともあり、本人とだけ対応していたのですが…。あれで良かったのか…。と思った事例はありました。

（こども家庭支援課から）

高校生の娘さんがいるシングルマザーが末期がんの状況で、お母さまは娘さんへの介入拒否の状況があった。このような状況で、無理にかかわろうとすると関係がこじれることも想定されますので、本人とだけ対応していた、SOSが出るまで待つ、こともひとつの支援と考えます。

本件のような場合、ケアマネさんがこども家庭支援課につなぐことは難しいと考えられますので、ケアマネの皆様にも「**ヤングケアラー本人や家族の想いを第一に考え**、本人や家族が希望する支援は何か」を引き出すことをお考えいただきたく思います。

（参考）

児童家庭相談分野では、母が亡くなった場合、娘さんは、父または親族と生活する、または児童相談所の措置で里親さんに委託される、などの流れになります。娘さん自身の意思にそうように進めてまいります。

今後、同様の事例がありましたら、児童家庭相談の動きも参考にご本人やご家族の想いを聞いていただければと思います。

スライド番号：26

(事例)

子ども親も介護状態の親の世話をすることが当たり前と思ひ、一家のスタイルとして定着しているため、手を付けるところが親なのか子なのか見極めが難しいことがあります。

(こども家庭支援課から)

ヤングケアラー本人抜きで性急に家庭に支援を入れようとするのはせず、本人の意思を尊重して支援を進めることが重要であると考えます。お父さま、お母さまの意思を尊重して支援を進めることも大切と考えます。

家族をケアすることで優しくなる、責任感が芽生える等の良い側面もあり、単純に悪いことだと思われたくない、ケアを受けている家族を悪く言われたくないと感じている場合も多く、ヤングケアラーの役割を子どもに担わせているという理由で家族が責められることで本人も傷つく可能性があります。

本件について、こども家庭支援課につないだもらった場合でも、ヤングケアラー本人や家族の想いを第一に考え、本人や家族が希望する支援は何か、利用しやすい支援は何か、を引き出す方針で進めていきます。

(参考)

こども家庭支援課相談員も万能ではありません。対象家庭にアプローチできたとしても、本人や家族がその想いを相談員が引き出せないこともあります。対象家族の気持ち、思いを受け止めつつニーズを引き出す難しさをご推察いただければと思います。

スライド番号：27

(事例)

介護者に育てられた中学生のひ孫がいました。ひ孫の親は離婚しており実母は失踪。祖父に育てられていました。しかしその祖父は精神疾患で親とは言えない存在でした。家族全体が生活保護世帯でした。本人の支援で、食事作りを訪問介護にて行ってもらいましたが、ひ孫があまりに不憫で、本来は行ってはいけないかもしれませんが、食事を多めに作ったりしている、ヘルパーの支援に目をつむっていたことがあります。本人宅とひ孫は同じ公園にて階は違ってひ孫は祖父と暮らしていましたが、祖父が精神疾患の事をひ孫は理解しており、本人宅に暮らしていた状況でしたが、認知ない本人も孫がかわいそうでといわれると、何も言えませんでした。福祉事務所に、孫の事を伝えると、相談員はついており状況は把握しているとの事でした。施設といっても、ひ孫自体が本人と離れたくなく、本人自身もひ孫を離したくないといった様子でした。本人だけでなく、家族支援として何ができたのか？と、どこまで介入すべきなのか悩んだケースが6年前にありました。

(こども家庭支援課から)

本件のような状況では、「現状を受け止め、それぞれの支援機関ができることを考える」と考えます。こども家庭支援課相談員が対応したとしても同様の状況になると考えます。食事を多めに作っていただく等の配慮をいただくのは運用の範囲内かと思われませんが、いかがでしょうか。

児童家庭分野では別の支援メニューが確立されている状況ではないので、こども家庭支援課相談員も一緒に考えていきたいと思ひます。

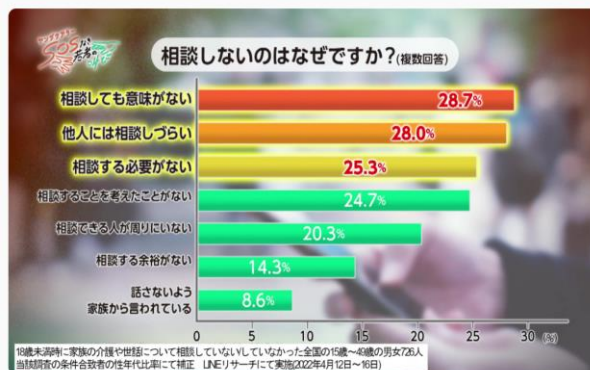
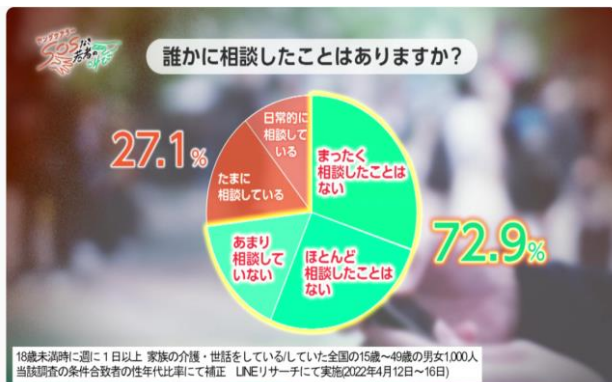
引き続き、よろしくお願ひいたします。

スライド番号：28

【参考】 NHKスペシャル「ヤングケアラー SOSなき若者の叫び」

初回放送日: 2022年5月8日

ヤングケアラー当事者1000人にアンケートより



- 介護などについて「誰かに相談したことはあるか」聞いたところ、「相談したことはない」「あまり相談していない」と答えたのは72.9%。

- 理由は「相談しても意味がない」が最も多く28.7%。「他人に相談しづらい(28.0%)」「相談する必要があると思った(25.3%)」も多くいました。

スライド番号 : 29

【参考】 NHKスペシャル「ヤングケアラー SOSなき若者の叫び」

初回放送日: 2022年5月8日



大空さん「専門家だけではなくて、ごくごく身近にいる一人一人が、ヤングケアラーの話を聞ける存在、つながりとなりえる存在になるためには、何をすればいいと思いますか？」

奥田さん「一番大事なのは、解決してやろうと思わないことですな」

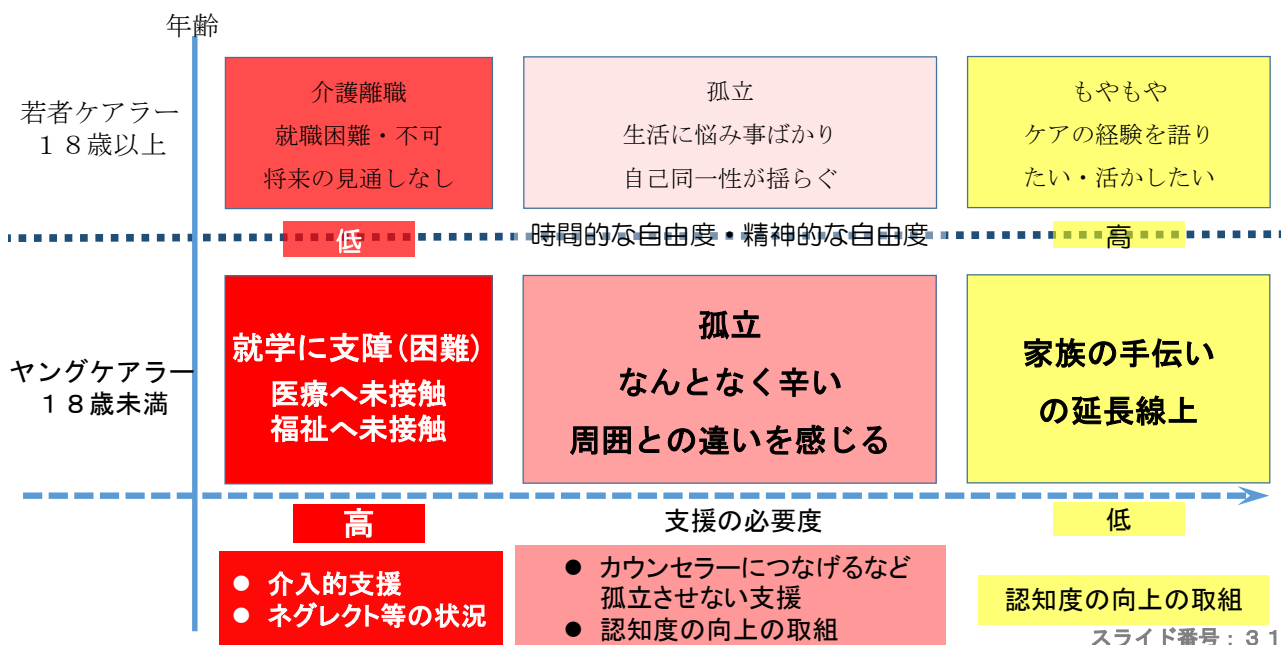
大空さん「そうですね」

奥田さん「『俺がなんとかしてやる』っていうのは、特に傷ついた人達は、ものすごく敏感にわかっちゃいますから。『見てるで』っていう、言葉に出さなくても、『お前のことちゃんと見てるで』って。だから、あんまり詰めない、妙な解決を求めるプレッシャーかけないという、とにもかくにも、つながるっていうことがやっぱり一番、私は大事だと思いますね」

スライド番号 : 30

【参考】 ケアラーの状況分類

一般社団法人ヤングケアラー協会資料を参考に作成



地域で活動する皆様
にお願いしたいこと

・『ヤングケアラー』って
知ってますか。
・SOSを出すことも
大切です…

「子どもたちには」
地域活動などでふだんどおりの声かけ
をお願いします
～町会行事、地区対・子ども会活動etc～

「養育者向けには」
◆ ヤングケアラーの可能性に気づかせる
◆ SOSを出す(支援を求める)ように促す



ご静聴いただき、ありがとうございました<(_ _)>

こども支援センターげんき
こども家庭支援課
3852-3535
足立区梅島3丁目28番8号

スライド番号：32